

## 第9号議案

愛南町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部  
改正について

上記の議案を提出する。

令和6年3月8日提出

愛南町長 清水 雅文

### 提案理由

指定管理者の候補者を公募によらず選定する場合の要件を明確に規定  
するため。

## 愛南町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

愛南町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年愛南町条例第47号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第244条の2第4項」を「第244条の2第3項」に、「同条第3項に規定する」を「本町が設置する公の施設(以下「施設」という。)の管理を行わせる」に改め、「(以下「指定管理者」という。)」を削る。

第2条の見出しを「(公募等)」に改め、同条中「法第244条の2第3項の規定により」及びただし書を削り、同条第1号中「指定施設」を「施設」に改め、同条第5号中「第4条第1項」を「次項」に改め、同条第7号中「指定施設」を「施設」に改め、「(以下「利用料金」という。)」を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、町長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、公募によらず指定管理者の候補となる団体(以下「指定候補者」という。)を選定することができる。

- (1) 次条第1項に規定する申請書の提出がないとき。
- (2) 第4条第1項の規定による審査の結果、指定候補者を選定しなかったとき。
- (3) 施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。
- (4) 施設の性質、規模、機能等により公募することが適当でないとき町長等が認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公募を行わないことに合理的な理由があると町長等が認めるとき。

3 前項の規定により指定管理者を選定するときは、町長等は、あらかじめ選定しようとする団体と協議し、次条第1項の申請書の提出を求め、第4条第1項各号に掲げる基準に照らし総合的に判断するものとする。

第3条第1項第2号並びに第2項第2号及び第3号中「指定施設」を「施設」に改める。

第4条第1項中「申請」を「申請書の提出」に、「審査した上、指定管理者の候補となる団体(以下「指定候補者」という。)」を「審査し、指定候補者」に改め、同項各号中「指定施設」を「施設」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「非選定者」を「前項の審査を行った団体のうち指定候補者以外の団体」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第6条中「指定施設」を「施設」に改める。

第7条第1項中「第2条第8号」を「第2条第1項第8号」に、「指定施設」を「施設」に改め、同条第2項第2号から第4号までの規定中「指定施設」を「施設」に改める。

第8条第1項中「第244条第11項」を「第244条の2第11項」に改め、同条第2項中「指定施設」を「施設」に改める。

第9条から第11条まで及び第13条から第15条までの規定中「指定施設」を「施設」に改める。

第16条中「第2条本文」を「第2条第1項(第3号を除く。)」に、「同条ただし書」を「同条第2項」に改め、同条ただし書中「指定施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない」を「同項第3号の規定に該当する」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

愛南町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2 <u>第4項</u>の規定に基づき、<u>同条第3項に規定する</u> <u>指定管理者(以下「指定管理者」という。)</u>の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公募 )</p> <p>第2条 町長又は教育委員会(以下「町長等」という。)は、<u>法第244条の2第3項の規定により</u>指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募しなければならない。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせようとし、又は行わせている公の施設(以下「指定施設」という。)の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>指定施設</u>の概要</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>第4条第1項</u>に規定する指定候補者を選定する基準</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>指定施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)</u>に関する事項</p> <p>(8)、(9) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2 <u>第3項</u>の規定に基づき、<u>本町が設置する公の施設(以下「施設」という。)</u>の<u>管理を行わせる</u>指定管理者 <u>指定管理者</u>の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公募等)</p> <p>第2条 町長又は教育委員会(以下「町長等」という。)は、 <u>指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>施設</u>の概要</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>次項</u>に規定する指定候補者を選定する基準</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>施設の利用に係る料金</u>に関する事項</p> <p>(8)、(9) 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、町長等は、次のいずれかに該当するときは、公募によらず指定管理者の候補となる団体(以下「指定候補者」という。)を選定することができる。</u></p> <p>(1) <u>次条第1項に規定する申請書の提出がないとき。</u></p> <p>(2) <u>第4条第1項の規定による審査の結果、指定候補者を選定しなかったとき。</u></p> <p>(3) <u>施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。</u></p> <p>(4) <u>施設の性質、規模、機能等により公募することが適当でない</u>と町長等が認めるとき。</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、公募を行わないことに合理的な理由があると町長等が認めるとき。</u></p> <p><u>3 前項の規定により指定管理者を選定するときは、町長等は、あらかじめ選定しよう</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長等に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>指定</u>施設の名称</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>指定</u>施設の管理に係る事業計画書</p> <p>(3) <u>指定</u>施設の管理に係る収支予算書</p> <p>(4) 略</p> <p>(指定候補者の選定)</p> <p>第4条 町長等は、前条第1項に規定する<u>申請</u>があったときは、次に掲げる基準に照らして審査した上、<u>指定管理者の候補となる団体(以下「指定候補者」という。)</u>を選定するものとする。</p> <p>(1) <u>指定</u>施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。</p> <p>(2) <u>指定</u>施設の設置の目的に照らしその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。</p> <p>(3) <u>指定</u>施設の管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。</p> <p><u>2 町長等は、前項の規定による選定と同時に、当該申請を行った団体のうち指定候補者以外の団体(以下「非選定者」という。)を指定管理者に指定しない旨の処分をしなければならない。</u></p> <p><u>3 町長等は、第1項の規定により指定候補者を選定した後、法第244条の2第6項の規定による町議会の議決を経るまでの間に、当該指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、当該指定候補者を指定管理者に指定しない旨の処分をし、<u>非選定者</u>の<u>中</u>から指定候補者を選定することができる。</u></p> <p><u>4 前項の場合において、町長等は、同項の規定による選定前に、指定候補者に選定しようとする非選定者に対する第2項の処分を取り消すものとする。</u></p>	<p><u>とする団体と協議し、次条第1項の申請書の提出を求め、第4条第1項各号に掲げる基準に照らし総合的に判断するものとする。</u></p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長等に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>      </u>施設の名称</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>      </u>施設の管理に係る事業計画書</p> <p>(3) <u>      </u>施設の管理に係る収支予算書</p> <p>(4) 略</p> <p>(指定候補者の選定)</p> <p>第4条 町長等は、前条第1項に規定する<u>申請書の提出</u>があったときは、次に掲げる基準に照らして審査し<u>      </u>、<u>      </u><u>指定候補者</u> <u>      </u>を選定するものとする。</p> <p>(1) <u>      </u>施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。</p> <p>(2) <u>      </u>施設の設置の目的に照らしその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。</p> <p>(3) <u>      </u>施設の管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>2 町長等は、前項</u>の規定により指定候補者を選定した後、法第244条の2第6項の規定による町議会の議決を経るまでの間に、当該指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、当該指定候補者を指定管理者に指定しない旨の処分をし、<u>前項の審査を行った団体のうち指定候補者以外の団体</u>の中から指定候補者を選定することができる。</p> <p><u>(削除)</u></p>

現 行	改 正 案
<p>第5条 略 (指定の条件)</p> <p>第6条 指定管理者の指定には、<b>指定</b>施設の管理上必要な条件を付することができる。 (協定の締結)</p> <p>第7条 指定管理者は、<b>第2条第8号</b>に規定する期間の開始前に、町長等と<b>指定</b>施設の管理に関する協定を締結しなければならない。</p> <p>2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <b>指定</b>施設の管理に要する費用に関する事項</p> <p>(3) <b>指定</b>施設の利用者等に係る個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護に関する事項</p> <p>(4) <b>指定</b>施設の管理を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項</p> <p>(5)、(6) 略 (事業報告書の提出)</p> <p>第8条 事業報告書の提出は、毎年度終了後60日以内(法<b>第244条第11項</b>の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日の翌日から起算して60日以内)にしなければならない。</p> <p>2 事業報告書には、<b>指定</b>施設の管理に係る収支決算書を添付しなければならない。 (区分経理)</p> <p>第9条 指定管理者は、<b>指定</b>施設の管理の業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。 (業務の休廃止)</p> <p>第10条 指定管理者は、<b>指定</b>施設の管理の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ町長等の承認を受けなければならない。 (原状回復義務)</p> <p>第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき(当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。)、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたときは、速やかにその管理しなくなった<b>指定</b>施設及びその設備を原状に回復しなければならない。ただし、町長等が特に支障がないと認めるときは、こ</p>	<p>第5条 略 (指定の条件)</p> <p>第6条 指定管理者の指定には、<b>指定</b>施設の管理上必要な条件を付することができる。 (協定の締結)</p> <p>第7条 指定管理者は、<b>第2条第1項第8号</b>に規定する期間の開始前に、町長等と<b>_____</b>施設の管理に関する協定を締結しなければならない。</p> <p>2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <b>_____</b>施設の管理に要する費用に関する事項</p> <p>(3) <b>_____</b>施設の利用者等に係る個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護に関する事項</p> <p>(4) <b>_____</b>施設の管理を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項</p> <p>(5)、(6) 略 (事業報告書の提出)</p> <p>第8条 事業報告書の提出は、毎年度終了後60日以内(法<b>第244条の2第11項</b>の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日の翌日から起算して60日以内)にしなければならない。</p> <p>2 事業報告書には、<b>_____</b>施設の管理に係る収支決算書を添付しなければならない。 (区分経理)</p> <p>第9条 指定管理者は、<b>_____</b>施設の管理の業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。 (業務の休廃止)</p> <p>第10条 指定管理者は、<b>_____</b>施設の管理の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ町長等の承認を受けなければならない。 (原状回復義務)</p> <p>第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき(当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。)、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたときは、速やかにその管理しなくなった<b>_____</b>施設及びその設備を原状に回復しなければならない。ただし、町長等が特に支障がないと認めるときは、こ</p>

現 行	改 正 案
<p>の限りでない。</p> <p>第12条 略 (秘密保持義務)</p> <p>第13条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、<u>指定</u>施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。 (個人情報の安全管理)</p> <p>第14条 指定管理者は、<u>指定</u>施設の利用者等に係る個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施しなければならない。 (情報公開)</p> <p>第15条 指定管理者は、<u>指定</u>施設の管理の業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。 (意見の聴取)</p> <p>第16条 町長等は、第2条<u>本文</u> <u>      </u>の規定により公募しようとするとき、<u>同条ただし書</u>の規定により公募を行わずに指定候補者を選定しようとするとき及び第4条第1項の規定により指定候補者を選定しようとするときは、町長の附属機関である愛南町指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、<u>指定施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない</u>ときその他意見を聴かないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>第17条 略</p>	<p>の限りでない。</p> <p>第12条 略 (秘密保持義務)</p> <p>第13条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、<u>      </u>施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。 (個人情報の安全管理)</p> <p>第14条 指定管理者は、<u>      </u>施設の利用者等に係る個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施しなければならない。 (情報公開)</p> <p>第15条 指定管理者は、<u>      </u>施設の管理の業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。 (意見の聴取)</p> <p>第16条 町長等は、第2条<u>第1項(第3号を除く。)</u>の規定により公募しようとするとき、<u>同条第2項</u>の規定により公募を行わずに指定候補者を選定しようとするとき及び第4条第1項の規定により指定候補者を選定しようとするときは、町長の 附属機関である愛南町指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、<u>同項第3号の規定に該当する</u> <u>      </u>ときその他意見を聴かないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>第17条 略</p>